

相手国政府・ 相手国総機関 (注1)	名 称	援 助 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額又 は贈与額 贈与の供与期限 (注2)	署名日 署名地 (効力注B) (注3)	署 名 者	告示日 告示番号 (注4)
アルメニア	アルメニア共和国政府に対する 贈与に関する日本国政府とアル メニア共和国政府との間の交換 公文	経済社会開発努力推進に寄与するため、両政府の関係 当局が合意する生産物及び役務を購入するための資金 の贈与	200,000千円 -----	H26.6.9 エレバン で (H26.7.28)	日本側 原田親仁在アルメ ニア大使 アルメニア側 アイカラム ・ムキタリヤン非常事態 省次官	H26.9.2 293号

(注1)国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2)贈与の供与期限について定めのないものは、-----と記している。
(注3)日付については、平成〇年△月□日をHO.△□と記している。
(注4)告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。